

福岡県個人情報保護審議会への諮問の取扱いについて

1 趣旨

従来、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」）への諮問を行っていなかった、開示請求等の却下決定に対する審査請求について、諮問を行うこととするよう取り扱いを改めるもの。

2 現状

福岡県個人情報保護条例（以下「条例」）に基づく開示決定等（開示決定及び不開示決定（条例第17条、第18条）、開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、原則として、審議会に諮問することが義務付けられている（条例第41条第1項。訂正決定等、利用停止決定等の場合も同様）。

開示決定等のうち、不開示決定について、本県では運用において、

- (1) 開示請求に係る個人情報全てが不開示情報に該当し、全て不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
- (2) 条例第15条（個人情報の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合
- (3) 開示請求に係る個人情報を当該実施機関が保有していない場合

に行うものとしており、開示を拒否する決定のうち、

- (4) 開示請求書に形式上の不備がある場合であって、開示請求者が補正に応じないときや、開示請求に係る個人情報が条例第66条（適用除外）に規定するものである場合など条例の対象外であるときは、当該請求を却下し、その旨及びその理由等を書面で開示請求者に通知すること（却下決定）

として、不開示決定とは別の類型として取り扱っている。

そして、このような却下決定については、開示決定等に該当しないとして審議会に諮問を行っていない（訂正請求、利用停止請求に対する決定についてもこれに準じて整理）。

開示を拒否する決定と諮問の状況

決定	決定の理由	諮問
不開示決定	全て不開示情報該当	個人情報保護審議会に諮問
	存否応答拒否	
	個人情報を保有せず	
却下決定	形式上の不備あり	行政不服審査会に諮問（委員（会）、警察本部長は諮問不要）
	条例の適用除外	

《参考》

却下決定に対する審査請求の審査に係る現在の取扱い

- ・知事 行政不服審査法（以下「行服法」）第9条第1項本文の規定により審理員を指名し、審理員による審理手続を経て行政不服審査会に諮問を行う。
- ・各委員（会）、警察本部長 行服法第9条第1項第3号の規定により審理員の指名を要せず、行政不服審査会への諮問も不要。

国の運用

開示決定等について、本県の条例と同様の規定を持つ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」）における情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、国は上記2の(1)～(3)と(4)を分けず、本県では却下決定として取り扱っている事案も不開示決定に該当するものとして、諮問を行っている。

3 取扱いを改める理由

各都道府県の個人情報保護条例においては、開示請求に対する決定等、審議会への諮問について本県の条例とほぼ同様の規定となっているが、本県と同様の運用をしている団体は7団体（R3.3時点）と少数で、大多数の団体が諮問を行っている。

実質的な審査の面から見ても、却下決定の際の形式上の不備の有無の認定に争いが生じる事案（開示請求書の記載が本当に個人情報の特定のために不十分なのかといった点等）もありうることを考慮すると、個人情報の開示決定等に係る審査請求事案を専門的に取り扱う審議会に諮問し、そこで審査を行うことに合理性があると認められる。

また、5月19日に個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）の改正等を行うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が公布され、開示請求に対する決定等、審査会への諮問の規定は現在の国の行政機関に係る規定が維持され、国は現在の運用を続けることが想定されるが、個人情報保護法の同一の規定の運用について、本県が国と異なる解釈を採ることは適切ではない。

一方、行政不服審査法の改正による行政不服審査会への諮問制度、審理員制度の導入後、初めて発生した個人情報の開示請求に係る知事の却下決定に対する審査請求事案に関し、行政不服審査の所管部局から、上記2の《参考》の国の運用実態に鑑みて諮問の取扱い見直し検討についての懇懇が行われている。

これらの状況を踏まえ、今後、速やかに運用を見直し、却下決定事案に対する審査請求についても、審議会への諮問を行うこととする。

4 今後の予定

- 6～7月頃 関係実施機関の意見聴取
- 8月頃 運用改正